

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十六号

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則（昭和五十二年三月奈良県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。